

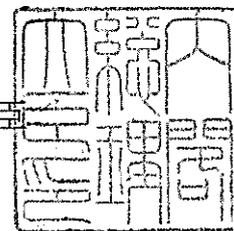


府 公 第 130 号

平成 25 年 6 月 26 日

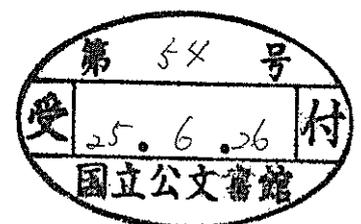
独立行政法人国立公文書館長 殿

内閣総理大臣



歴史資料として重要な公文書等（裁判文書）移管計画につ  
いて（通知）

標記について、平成 25 年 6 月 20 日付け国公文第 438 号をもって  
提出のあった意見を踏まえ、別紙のとおり決定したので通知します。



(別紙)

歴史資料として重要な公文書等（裁判文書）移管計画

平成25年6月26日

内閣総理大臣決定

歴史資料として重要な公文書等として、平成25年度から平成29年度までに、裁判所から内閣総理大臣に移管する裁判文書は、下記のとおりとする。

記

1 年度別の移管対象裁判所

別表のとおり

2 移管する裁判文書

「歴史資料として重要な公文書等の適切な保存のために必要な措置について（平成21年8月5日内閣総理大臣・最高裁判所長官申合せ）の実施について」（平成25年6月14日内閣府大臣官房長・最高裁判所事務総局秘書課長・総務局長申合せ。以下「官房長・秘書課長・総務局長申合せ」という。）1(2)に定める裁判文書のうち、次のいずれかに該当する裁判文書であって、官房長・秘書課長・総務局長申合せ1(3)に該当しないもの

- (1) 官房長・秘書課長・総務局長申合せ1(2)アに掲げる民事事件の判決の原本及びその附属書類の編冊であって、保存終了の日（編冊中の事件書類の保存期間満了の日のうち最後の日をいう。）が平成24年12月31日以前のもの
- (2) 官房長・秘書課長・総務局長申合せ1(2)イに掲げる事件記録及び事件書類であって、保存の始期が昭和37年12月31日以前のもの
- (3) 官房長・秘書課長・総務局長申合せ1(2)ウに掲げる帳簿及び諸票のうち、官房長・秘書課長・総務局長申合せ1(1)アに定める民事事件の事件簿（これと同種のものを含む。）であって、保存終了の日が平成24年12月31日以前のもの

(別表)

年 度	移管対象裁判所（保存裁判所）
平成25年度	最高裁判所 仙台高等裁判所並びに仙台高等裁判所管内の地方裁判所及び簡易裁判所
平成26年度	名古屋高等裁判所並びに名古屋高等裁判所管内の地方裁判所及び簡易裁判所 福岡高等裁判所並びに福岡高等裁判所管内の地方裁判所及び簡易裁判所
平成27年度	大阪高等裁判所並びに大阪高等裁判所管内の地方裁判所及び簡易裁判所 高松高等裁判所並びに高松高等裁判所管内の地方裁判所及び簡易裁判所
平成28年度	広島高等裁判所並びに広島高等裁判所管内の地方裁判所及び簡易裁判所 札幌高等裁判所並びに札幌高等裁判所管内の地方裁判所及び簡易裁判所
平成29年度	東京高等裁判所並びに東京高等裁判所管内の地方裁判所及び簡易裁判所